

地域再生計画「岩手県産業成長戦略構想－潜在力を成長へ－」新旧対照表

変更後	変更前
<p>地域再生計画</p> <p>1 ～ 4 (2) (略)</p> <p>3) 目標</p> <p>本県経済の成長を促していくためには、県内で生産した製品、生産物等を県外で販売して所得を獲得する製造業や農林水産業、さらには県内に顧客を誘導して所得を獲得する観光産業が基盤となる。</p> <p>このような県外から獲得する所得が県内で循環することにより、商業、サービス業の所得が発生し、地域経済全体の成長が促される。</p> <p>こういった観点から、製造業などいわゆる「域外市場産業」の強化が産業政策上の重要な課題であり、また、産業の成長を実現していくためには、資源や市場など成長のための潜在的なポテンシャルに十分着目していくことが必要である。</p> <p>このため、本県産業の成長を牽引していく産業の柱を以下のように設定し、それぞれの産業を強力に育成することにより、商業、サービス業を含めた本県産業全体の育成を図っていく。</p> <p><u>なお、厳しい経済状況が見込まれる中、目標を達成し、その水準を維持していくため、地域再生法（平成17年法律第24号）第20条に基づく地域再生支援利子補給金を支援措置の1つとして位置付けることを予定しており、それに伴い、当該利子補給金の支給期間（5年間）を含めた期間を、6に掲げる計画期間として設定する。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>(略)</p>	<p>地域再生計画</p> <p>1 ～ 4 (2) (略)</p> <p>3) 目標</p> <p>本県経済の成長を促していくためには、県内で生産した製品、生産物等を県外で販売して所得を獲得する製造業や農林水産業、さらには県内に顧客を誘導して所得を獲得する観光産業が基盤となる。</p> <p>このような県外から獲得する所得が県内で循環することにより、商業、サービス業の所得が発生し、地域経済全体の成長が促される。</p> <p>こういった観点から、製造業などいわゆる「域外市場産業」の強化が産業政策上の重要な課題であり、また、産業の成長を実現していくためには、資源や市場など成長のための潜在的なポテンシャルに十分着目していくことが必要である。</p> <p>このため、本県産業の成長を牽引していく産業の柱を以下のように設定し、それぞれの産業を強力に育成することにより、商業、サービス業を含めた本県産業全体の育成を図っていく。</p> <p>(略)</p> <p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>(略)</p>

【産学官金の連携】

産業競争力強化の観点に立って、産業界、大学、行政・試験研究機関、金融機関などの連携を密にし、共同研究などの取組みを推進する。

特に、本県の強みである「岩手ネットワークシステム（INS）」や「いわて産学連携推進協議会（リエゾン-I）」、「岩手農林研究協議会（AFR）」などの産学官金連携の基盤を十分に生かしながら、本県全体の産学官金のより広範囲で強固なプラットフォームとして「いわて未来づくり機構」を設立したところである。

このプラットフォームをベースに、産学官研究開発プロジェクトを数多く展開するとともに、産業支援機関や大学、金融機関におけるコーディネート機能を強化し、研究成果の事業化を強力に推進する。

(略)

5-2 地域再生法（平成17年法律第24号）第5章の特別の措置を適用して行う事業

1) 支援措置の番号及び名称

番号 A2004

名称 地域再生支援利子補給金

2) 当該支援措置を受けて実施し、又はその実施を促進しようとする事業の内容

内閣総理大臣の指定を受けた金融機関が、本県産業の成長を牽引していく産業の柱として本地域再生計画に位置づけられる「ものづくり産業」、「地域資源型産業（食産業、観光産業、環境関連産業）」、「農林水産業」に係る事業を行う事業者に対して、同機関の金融面での判断により必要な資金を貸し付ける事業

3) 地域再生支援利子補給金交付要領別表（平成20年5月21日内閣府制定）に定める事業のうち本計画に合致するもの

- ① 企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分

【産学官金の連携】

産業競争力強化の観点に立って、産業界、大学、行政・試験研究機関、金融機関などの連携を密にし、共同研究などの取組みを推進する。

特に、本県の強みである「岩手ネットワークシステム（INS）」や「いわて産学連携推進協議会（リエゾン-I）」、「岩手農林研究協議会（AFR）」などの産学官金連携の基盤を十分に生かしながら、本県全体の産学官金のより広範囲で強固なプラットフォーム（岩手県地域連携推進協議会（仮称））を立ち上げる。

このプラットフォームをベースに、産学官研究開発プロジェクトを数多く展開するとともに、産業支援機関や大学、金融機関におけるコーディネート機能を強化し、研究成果の事業化を強力に推進する。

(略)

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業
該当なし

野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業

② 企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業

③ 地域経済の振興を図るために行われる流通の基盤を総合的に整備する事業

④ 地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業

4) 利子補給金の受給を予定する金融機関名

「岩手県産業成長戦略構想」地域再生協議会の構成員である株式会社岩手銀行、株式会社東北銀行、株式会社北日本銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社みちのく銀行、株式会社青森銀行、株式会社秋田銀行、盛岡信用金庫、花巻信用金庫、北上信用金庫、水沢信用金庫、一関信用金庫、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、岩手中央農業協同組合、花巻農業協同組合、岩手ふるさと農業協同組合、岩手江刺農業協同組合、いわい東農業協同組合、大船渡市農業協同組合、岩手中央酪農業協同組合、岩手県信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行

5) 地域再生支援利子補給金の支給を受けて行われる地域再生に資する事業の実施による経済的社会的効果と雇用機会創出効果

本支援措置導入により、指定金融機関の目利き力等を活用しつつ、本計画の目的に資する事業の安定化を図るとともに、各産業の企業立地や既存立地企業の設備投資等を誘引し、産業集積を図るとともに、産学官連携を通じた人材育成施策と協働し雇用基盤を確立することで、雇用拡大が図られる。

経済的社会的効果として、計画期間中に、ものづくり産業の出荷額を19.2億円、地域資源型産業（食産業）の出荷額を6.8億円、農林水産業の産出額を0.3億円程度引き上げることが期待される。

また、本計画に基づく他の様々な産業振興施策と相まって、4に掲げるそれぞれの産業における本計画の目標数値の達成に寄与することが期待される。

さらに、雇用機会創出効果として、計画期間中に139人程度の雇用の維持・創出が期待され、現在、厳しい状況にある県内産業の雇用基盤の維持に寄与する。

○ 利子補給金活用による新規事業化見込み件数 平成22年度末まで 7件

<u>ものづくり産業</u>	<u>2件</u>
<u>地域資源型産業（食産業）</u>	<u>2件</u>
<u>農林水産業</u>	<u>1件</u>
<u>地域資源型産業（観光産業）</u>	<u>1件</u>
<u>地域資源型産業（環境関連産業）</u>	<u>1件</u>

○ 本計画に係る産業別1事業所あたり出荷（産出）額（地域資源型産業（観光産業）については宿泊業1事業所当たりの売上額）

<u>ものづくり産業</u>	<u>9.6億円</u>
<u>地域資源型産業（食産業）</u>	<u>3.4億円</u>
<u>農林水産業</u>	<u>0.3億円</u>
<u>地域資源型産業（観光産業）</u>	<u>0.9億円</u>
<u>地域資源型産業（環境関連産業）</u>	<u>—</u>

○ 本計画に係る産業別1事業所あたりの従業者数

<u>ものづくり産業</u>	<u>35人</u>
<u>地域資源型産業（食産業）</u>	<u>23人</u>
<u>農林水産業</u>	<u>12人</u>
<u>地域資源型産業（観光産業）</u>	<u>11人</u>
<u>地域資源型産業（環境関連産業）</u>	<u>—</u>

※ 地域資源型産業（環境関連産業）については、環境への調和の視点に立った新たな産業の創出を図ることを目標としており、従来の特定産業分野に限定するものでないことから、定量的な効果を見込

むことが困難なため、上記の見込み数には含めていないが、本支援措置の活用により、本計画の目標達成に資するものと考えられる。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）に基づく支援措置

【科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム】(略)

【現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）】(略)

(削除)

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

【科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム】(略)

【現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）】(略)

【日本政策投資銀行の低利融資等】

1) 支援措置の番号及び名称

番号 C0701

名称 日本政策投資銀行の低利融資等

2) 支援措置を受けようとする者

本県内に事業所を有する、あるいは、事業所を有することが見込まれる事業者のうち、

① 本県産業の成長を牽引していく産業の柱として本計画に位置づけられる「ものづくり産業」、「地域資源型産業（食産業、観光産業、環境関連産業）」、「農林水産業」に属する者

② 本県産業の成長を目的とする産学官共同研究や最先端技術研究開発に取組む大学等研究機関（岩手大学、岩手県立大学など）

3) 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組みの内容

上記事業者が必要とする資金需要について、日本政策投資銀行からの金融面での判断を得て同行の融資の利用が可能となった場合には、同行の融資を受けて本地域再生計画に基づく事業の展開を進めることとする。

<p>5-3-2 (略)</p> <p>6 計画期間 認定の日から平成28年3月末まで</p> <p>7 ~ 8 (略)</p>	<p><u>なお、『県北・沿岸圏域における産業振興の基本方向』に沿った今後の具体的な施策推進にあたっては、同行のアドバイス機能等の活用により、その実効性を益々高めることが期待される。</u></p> <p>4) <u>合致する日本政策投資銀行の投融资指針に定める事業</u> <u>「地域経済振興」のうち</u> ① <u>寒冷地産業活動活性化事業</u> ② <u>地域産業振興・雇用開発</u> ③ <u>地域競争力強化支援</u> <u>「先端技術・経済活性化」のうち</u> ④ <u>新産業創出・活性化</u> ⑤ <u>新技術開発事業</u> など</p> <p>5) <u>支援措置が計画の目標達成に不可欠な理由</u> <u>本計画の推進に伴い発生する事業者の資金需要に対応し、かつ、本計画の目的に資する事業の安定化を図るためには、日本政策投資銀行によるアドバイス・低利融資等を活用できる当該支援措置は不可欠である。</u></p> <p>5-3-2 (略)</p> <p>6 計画期間 認定の日から平成23年3月末まで</p> <p>7 ~ 8 (略)</p>
--	---